公益財団法人丸亀市福祉事業団

マージン率等の情報提供ついて

労働者派遣法第23条第5項に基づく、情報を提供します。

令和7年度（令和7年4月から令和8年3月）

◆派遣労働者の数　105人（令和8年6月1日現在）
◆派遣先事業所数　14事業所
◆マージン率　25.8%
◆派遣料金の平均額　16,915 円（1日8時間当たり換算）
◆派遣労働者の賃金の平均　12,544 円（1日8時間当たり換算）

マージン率は、下記の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣スタッフの賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは,これを四捨五入する）

◆労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
□　締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　（　　）
当該労使協定の有効期間の終期　（　　）
☑締結していない（均等均衡方式）

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口　営業部　電話　0877－23－1090

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当財団	off-JT	有	無
職能別・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当財団／派遣先	OJT/off-JT	有	無

＊教育研修の機会提供を行うことを支援するために、無料eラーニングサービスもございます。

スタッフの賃金以外の額は、社会保険料、福利厚生教育研修、事業運営費、で構成されています。
＊福利厚生には有給休暇、健康診断等が含まれています。

